

平成28年度 第1回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事録

1 会議の名称 平成28年度第1回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

2 開催日時 平成28年5月17日（火）午後2時から午後3時20分

3 開催場所 千葉中央コミュニティセンター 9階 93会議室

4 出席者【委員】

中澤潤委員（専門分科会長）、岩井雅夫委員、池田孝子委員、大木三雄委員、
小野満佐子委員、細野雅子委員、山崎淳一委員、木村章委員、
上妻陽子委員、中谷房子委員、中溝明子委員、畠山一雄委員、
濱野昌彦委員、鶴岡敏夫委員、篠崎和代委員

【事務局】

山田こども未来局長、佐々木こども未来部長、始関こども企画課長、
藤田健全育成課長、大町こども家庭支援課長、内山幼保支援課長、
鈴木幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長、岡崎幼保運営課長、
五藤幼保運営課保育所指導担当課長、古川幼保運営課職員担当課長
高木こども企画課課長補佐

5 議題及び報告事項

議題 （1）公立保育所の建替えに係る「民間移管に関する実施基準」の改正及び「保育所
改築整備計画」について

報告事項 （1）（仮称）子どもの貧困対策推進計画について
（2）「保育士等配置要件緩和に関する条例改正（案）」に関するパブリックコメン
トの結果について

6 議事の概要

議題

（1）公立保育所の建替えに係る「民間移管に関する実施基準」の改正及び「保育所改築整備計画」
について

事務局から、公立保育所の建替えに係る「民間移管に関する実施基準」の改正及び「保育所改築整備計画」についての説明があり、質問・意見が示され、事務局案のとおり決定した。

報告事項

(1) (仮称) 子どもの貧困対策推進計画について

事務局から、(仮称) 子どもの貧困対策推進計画について報告があり、了承された。

(2) 「保育士等配置要件緩和に関する条例改正(案)」に関するパブリックコメントの結果について

事務局から、「保育士等配置要件緩和に関する条例改正(案)」に関するパブリックコメントの結果について報告があり、了承された。

7 会議の経過

高木補佐： それでは、大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから平成28年度第1回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、こども企画課課長補佐の高木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、お配りしております資料の確認をさせていただきます。座席表を机上に配付してございます。また、事前に送付させていただいております資料として、次第、委員名簿、資料1-1、資料1-2、資料1-2の別紙、資料2、資料3がございまして、そちらを御確認ください。不足等がございましたら、事務局からお渡ししますので、お申しつけください。

また、傍聴者の方に傍聴に当たっての注意事項を申し上げます。入室の際に配付いたしました傍聴要領の記載事項に違反したときは退室していただく場合がございますので、御注意ください。

続きまして、本日の委員の皆様の出席状況でございますが、委員20名のうち15名の方に御出席いただいております。このため、当分科会委員の過半数に達しており、千葉市社会福祉審議会条例の規定により、当会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、千葉市医師会、今田委員、植草学園短期大学福祉学科教授、佐藤委

員、千葉市小中学校長学校運営協議会、幕張中学校長、清水委員、千葉市小中学校長学校運営協議会、越智小学校長、日野委員、公認会計士、大川委員、以上5名の方から御欠席の旨の御連絡をいただいておりますので、御報告申し上げます。

ここで、今回、千葉市社会福祉審議会委員に変更があり、当分科会においても5名の方が変更となりましたので、新たに委員となられました方の御紹介をさせていただきたいと存じます。お名前を読み上げさせていただきますので、恐縮ではございますが、その場で一旦御起立いただきますようお願い申し上げます。

千葉市社会福祉協議会常務理事、大木三雄様。

大木委員： 大木でございます。よろしくお願いします。

高木補佐： 千葉明德短期大学非常勤講師、中谷房子様。

中谷委員： 中谷でございます。よろしくお願いいたします。

高木補佐： 千葉市小中学校長学校運営協議会、越智小学校長、日野玲子様、本日欠席でございます。

千葉市青少年育成委員会会長、鶴岡敏夫様。

鶴岡委員： 鶴岡です。よろしくお願いします。

高木補佐： 千葉労働局雇用環境・均等室雇用環境改善・均等推進監理官、篠崎和代様。

篠崎委員： 篠崎と申します。よろしくお願いいたします。

高木補佐： ありがとうございます。

それでは、まず初めに、こども未来局長より御挨拶を申し上げます。

山田局長： 皆様、こんにちは。こども未来局長の山田でございます。本日は御多忙の中、また足元の悪い中、社会福祉審議会児童福祉専門分科会にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろより市政各般にわたりまして御協力、御尽力いただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

私、もともとが児童福祉は長い者なんですけれども、4年ぶりにこども未来局のほうに戻って参りました。その間、区役所において、今日いらしておりますけれども、鶴岡委員とも膝を交えて各区の状況についていろいろ話合ったり、その次は市長公室で千葉市の重要施策が決まっていく過程を経験させたりしていただきまして、自分としてはかなりパワーアップしたと思っ

ております。またこちらのほうに戻ってこれましたので、子どもの問題に關しましてはかなり大きな問題と、国策としての大きな課題がございますが、力いっぱいやっていきたいと思ひます。御協力をよろしくお願ひいたします。

本日の案件3件は議題が1件、公立保育所の建替えに係る案件と、子どもの貧困対策と保育所の職員の配置基準についての千葉市からの報告事項とさせていただきます。皆様のそれぞれの立場から専門的な知見に基づいた貴重な御意見をいただきたいと思ひておりますので、本日はよろしくお願ひします。

高木補佐： では、これより議事に入らせていただきます。

中澤会長、よろしくお願ひします。

中澤会長： よろしくお願ひいたします。

議題 (1) 公立保育所の建替えに係る「民間移管に関する実施基準」の改正及び「保育所改築整備計画」について

中澤会長： それでは早速ですけれども、議題(1)の公立保育所の建替えに係る「民間移管に関する実施基準」の改正及び「保育所改築整備計画」についてに入りたいと思ひます。

まず最初に、事務局から説明いただきたいと思ひます。

内山課長： 幼保支援課、内山と申します。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

初めに、資料1-1「『公立保育所の施設改善に関する基本方針』について」をご覧ください。

まず、議題の前提となります公立保育所の施設改善に関する基本方針について御説明させていただきます。現在、本市の公立保育所の多くで老朽化が進行しておりまして、早期の対応が求められているところでございます。そのため本市では、今後の公立保育所における良好な保育環境を確保するため、平成24年7月に公立保育所の施設改善に関する基本方針を策定いたしました。基本方針においては、保育所ごとの築年数、構造、児童数等の状況に応じて、資料にございますように、3つの方法により対応することとしております。

1つに、中長期保全計画による維持保全につきましては、築30年未満の木

造及びＲＣ造の保育所を対象に中長期保全計画書を作成し、計画的な維持保全を図っていくこととしております。２の大規模改造・改修につきましては、築３０年以上のＲＣ造の保育所を対象に、施設の状況や設置場所、入所児童数等の状況に応じて大規模改造、改修を行うことで対応いたします。３の建替えにつきましては、改修が困難な築３０年以上の木造保育所について建替えを実施することとしており、今回御審議いただく事項は、ここに該当する保育所に関するところでございます。

建替え対象である６カ所の保育所につきましては、主に次のような基本方針で建替えを実施することとしております。まず、条件が整った施設から、施設ごとの状況を勘案した保育所改築整備計画を策定いたしまして、整備年度、整備場所、規模、整備・運営主体等の詳細を定めること。２点目に、需要がある地域は定員増を図るとともに、多様な保育ニーズに対応できる施設とすること。３点目に、児童への影響を考慮し、可能な限り、現在の場所の敷地外に用地を確保して整備すること。４点目に、整備・運営手法については、児童数、保育需要、立地条件、費用対効果等を総合的に勘案し、原則民設民営または公設公営のいずれかとすること。なお、民設民営とする場合には、円滑に民間事業者の運営に移行するための基本原則を定めた民間移管に関する実施基準をもとに移行を進めることとしております。

現在、建替え対象である６カ所の保育所のうち、寒川保育所につきましては、民設民営の寒川保育園として平成２７年４月に開園いたしております。今回、新たに大森保育所と緑町保育所の２カ所につきまして、保育所敷地外に仮設園舎建設場所が確保でき、建替えを実施する際の重要な要件となる建設工事に際する保育の継続及び児童の安全性が確保できたところでございます。そのため今回は、この２カ所の公立保育所の建替えに際して必要となります民間移管に関する実施基準の改正及び保育所改築整備計画の策定につきまして御審議いただきたいと思っております。

それでは、資料１－２「公立保育所の建替えに係る『民間移管に関する実施基準』の改正及び『保育所改築整備計画（大森・緑町）』について」をご覧ください。

まず、１の公立保育所の民間移管に関する実施基準の改正内容について御説明申し上げます。

当実施基準は、先ほど申し上げたとおり、公立保育所の建替えに伴う民間移管を実施する場合に、円滑に民間事業者の運営に移行するための基本原則を定めたものでございます。平成23年から24年にかけて本分科会でも御審議いただき、平成24年9月に策定されたものでございます。今回、新たに建替えを実施するに当たり、考え方、内容の整理を行ったものでございます。主な改正点は資料にある4点でございます。

まず（１）ですけれども、民間移管後の施設形態は児童福祉法上の保育所とすることといたしました。平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が本格施行となり、当市でも認定こども園の普及を推し進めていることから、民間移管に伴う認定こども園への移行も検討いたしました。しかしながら、現行の保育所で実施されている保育の継続性を第一に考える必要があること、また仮設園舎への移転や民間移管など、児童や保護者の方々に与える環境の変化や心理的負担を最小限に抑える必要があることから、移管前と同じく、児童福祉法に定める保育所として民間移管を実施することといたしました。

続いて（２）の民間移管の方式について御説明します。現行の基準においては、公益性の高さや保育所運営実績を鑑み、保育所運営実績のある社会福祉法人に限らせていただいております。しかしながら、社会福祉法人のみではなく、学校法人を含めてもよいのではないかと内部で検討いたしまして、同じく公益性が高く、幼児教育・保育に深く精通していることを鑑み、学校法人も対象とすることといたしました。

続いて（３）転所希望者への対応です。保護者の中には、公立保育所での保育を希望し、民間移管されることを理由に転所を希望される方がいらっしゃるかもしれません。そのような方がいらっしゃった場合の転所の決定について、事情を配慮して転所決定を行うという内容でございます。

最後に、（４）の移管後のアフターフォローについてでございます。民間移管に伴い、円滑な移行を行うため、民間移管１年前から引き継ぎを実施することとしております。また、民間移管後も２カ月を目安といたしまして、移管前に当該保育所で勤務していた市の保育士が定期的に訪問をいたしまして共同保育に当たることといたしました。さらに、移管後１年間を目安といたしまして、移管前に所長または主任保育士だった職員が同じく定期的に訪

問いたしまして、移管後の園の状況を確認の上、必要なアドバイスを実施することといたします。

主に以上のような内容で民間移管に関する実施基準の改正を行いたいと考えております。

続いて2の建替え実施施設の選定以降、大森保育所及び緑町保育所の改築整備計画について御説明させていただきます。

先ほど申し上げたとおり、2カ所の保育所につきましては、保育所敷地外に仮設園舎の建設場所が確保できたところでございます。そのため、建替えに際して大きな課題となる児童の安全性が確保できたことから、大森保育所と緑町保育所の2カ所を選定したものでございます。

それぞれの保育所の概要につきまして、3で説明をさせていただきます。

まず、表の左側に記載している大森保育所から簡単に説明いたします。大森保育所は中央区大森町に所在する木造、平屋建ての保育所で、昭和43年4月に竣工いたしまして、本年4月1日現在で築47年を迎える保育所でございます。実施事業といたしましては、19時までの延長保育、産休明け保育、障害児保育、地域活動事業などを実施しております。立地につきましては、JR蘇我駅から徒歩20分、京成大森台駅から徒歩10分、国道357号線から600メートルの位置に立地しておりまして、敷地周囲は住宅街であり、大森小学校に隣接しております。本年4月1日現在、定員100人に対して入所児童112人、入所待ち児童8人、半径500メートル以内には就学前児童が869人いるという状況でございます。

続いて、表の右側に記載した緑町保育所について説明します。緑町保育所は稲毛区緑町に所在する木造、平屋建ての保育所で、昭和42年4月に竣工し、本年4月1日現在で築48年を迎える保育所であります。実施事業といたしましては、19時までの延長保育、産休明け保育、障害児保育、地域活動事業などを実施しております。立地といたしましては、JR西千葉駅から徒歩15分、京成みどり台駅から徒歩4分、国道14号線から700メートルの位置に立地し、敷地周囲は住宅街であり、付近に緑町小学校及び緑町中学校がございました。本年4月1日現在、定員80人に対して入所児童89人、入所待ち児童1人、半径500メートル以内には就学前児童が821人いるという状況でございます。

続いて、(2)に記載いたしました建替え後の新園舎について御説明いた

します。大森、緑町両保育所ともに、現在の園舎と同じ場所に新園舎を建設する予定でございまして、そのため新園舎建設工事中は、後ほど（３）で説明するように、仮設園舎にて保育を実施する予定でございます。建替え後の保育は、認可保育所、幼稚園または認定こども園の運営実績がある社会福祉法人または学校法人に民間移管するものでございます。建替え後の保育所の定員は、大森が100人から115人、緑町が80人から85人に増員いたしまして、延長保育時間の拡大、一時預かり事業を新たに実施することで待機児童の解消や多様な保育需要への対応を図ることといたします。なお、定員の増員につきましては、需要の高い3歳未満児の増員を図ることといたします。

最後に、（３）仮設園舎の場所でございますが、大森保育所につきましては隣接する大森小学校敷地内、緑町保育所につきましては近隣の緑町中学校内に仮設園舎の設置場所を確保できてございます。詳細な面積等は今後協議を進めるものの、現在の園舎の解体及び新園舎の建設工事を実施する平成30年4月から平成31年3月までの間、この場所に仮設園舎を設置し、保育を行う予定でございます。

続いて4の整備・運営方法について説明いたします。両保育所の整備、運営につきましては、認可保育所、幼稚園または認定こども園の運営実績がある社会福祉法人または学校法人による民設民営の整備、運営といたします。

理由といたしましては、まず1点目に①から③に示したように、将来にわたり十分な保育需要が見込まれる点でございます。①として、近年、両保育所におきましては、入所定員に対する児童の入所率が100%を上回っております。②として、周辺地域において、就学前児童数に占める保育が必要な児童数の割合でございます保育比率は上昇しており、また、近隣の保育所においても入所待ち児童が発生しております。③といたしまして、近隣の公立保育所において、相当数の児童を受け入れております。以上のようなことから、今回建替えの対象とする保育所の所在する地域においては、将来にわたり十分な保育需要が見込まれ、今後も同じ地域で保育の受け皿を確保していく必要がございます。

2点目の理由といたしまして、機能拡充による多様な保育サービスへの柔軟な対応が求められる点であります。1点目に申し上げたような将来にわたる保育需要が見込まれる中、延長保育の時間延長、一時預かりの実施など、

保護者の多様なニーズに対応した保育所機能の拡充を行っていく必要がございます。建替えを実施するに当たっては、このような利用者が求める多様な保育サービスに柔軟に対応することが求められております。

最後に、より低いコストで現在よりも多様な保育サービスの提供ができる点でございます。民設民営で整備、運営する場合、公設公営で行う場合よりも低いコストで定員の増加、延長保育時間の延長や一時預かりの実施など、2点目に申し上げたような多様な保育サービスの提供が可能となります。

以上のような理由から、大森、緑町両保育所の建替えにつきましては、民設民営の手法で実施することといたしました。

参考として、民設民営と公設公営の場合のコストの試算を掲載してございます。今後10年間の保育を見込んだ場合、大森保育所で約7億円、緑町保育所で約5億5,000万円程度の市の負担軽減が見込まれ、なおかつ保育所機能の拡充による保育サービスへの柔軟な対応が図れる見込みとなっております。

続いて5のスケジュールについて説明いたします。平成28年5月、本日の児童福祉専門分科会で御承認いただきました後、7月に保護者説明会を開催し、保育所改築整備計画の公表をあわせて行う予定でございます。9月には整備・運営法人の事業者募集の説明会を行い、あわせて事業者の公募を開始する予定でございます。そして、年が明けまして29年2月には児童福祉専門分科会設置認可部会におきまして、整備・運営法人の事業者の決定をいたしたいと思っております。平成30年4月には仮設園舎へ引っ越しいたしまして、既存園舎の解体工事をする予定です。あわせて7月に新園舎を着工いたしまして、平成31年2月ごろまでかかる予定でございますが、平成31年3月には供用を開始し、新しくできました新園舎に引っ越し、そして4月に民間移管によるオープンを予定しておるところでございます。

なお、保護者説明会につきましては、ここで28年7月にしか入れてないんですけども、定期的に行いまして、事業者決定後は事業者も含めた3者協議会を開くなど、丁寧に説明をしていきたいと考えております。あわせて地元の自治会への説明も予定しておるところでございます。

最後に参考といたしまして、保育所の移転イメージを掲載してございます。先ほど申し上げたように、大森保育所につきましては隣接する大森小学校の

敷地内、緑町保育所につきましては近隣の緑町中学校内に仮設園舎の設置場所を確保できております。おおよその設置場所は図に示したとおりでございます。仮設園舎を設置するための十分な広さを確保できてございます。

スケジュールといたしましては、30年3月末に仮設園舎に移転いたしまして、30年4月から31年3月までは仮設園舎での保育を行う予定です。仮設園舎での保育を実施している間に現園舎の解体及び新園舎の建設工事を行い、31年3月中に新園舎に移転を行い、4月から新園舎での保育を実施する予定でございます。詳細は今後借用先の学校と協議を進めまして、学校の生徒・児童、そして保育所の児童の安全を十分に確保しながら工事を実施していくことといたします。

事務局からの説明は以上でございます。御審議、よろしくお願いいたします。

中澤会長： ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見ございますでしょうか。お願いします。

畠山委員： 幼稚園協会の畠山です。保育所の民設民営は大筋で非常に良いことだと思います。

寒川保育所の時はなかったが、今回は、学校法人も対象に入れていただき、良かったと思います。ただ、学校法人がやる場合は、社会福祉法と違い、実質的に、補助金がほとんど出ない。子ども・子育て支援事業計画では、5年以内に6割を認定こども園に移行させるということですから、参入しやすさということを考えれば、是非、認定こども園も視野に入れてもよいと思います。実際に千葉市においても、公立保育所が認定こども園に移行していることもありますし、民間も、これから認定こども園に移行してくると思いますので、その辺も考慮されたらどうかと思います。

また、民設民営と公設公営のコストの比較が示されていますが、民設民営と公設公営で施設整備費用にかかる費用が大きく違ってきます。公設でやっても、民設でやってもかかる費用は変わらないと思いますが、この差額分は民間事業者が負担するのでしょうか。

それと、10年間の運営費が民設民営と公設公営で倍くらい違う。学校法人で保育園を運営していますが、人件費の比率が7割から8割近くです。本当

にこんなに差が出るものでしょうか。これでできるのなら、千葉市の保育園は、全部民設民営にした方が良いと思ってしまう。施設整備や運営費を増額していただきたいと思います。実際にやってみなければわからないが、これから市の人口がかなり減っていく中で、考え方はわかるし、総論としてはぜひやってほしいが、本当にこういった形で手を挙げる事業者がどのくらいあるのか懸念されます。

そのあたりの考えをお聞かせください。

山田局長： 只今の畠山委員のご質問、3点あるかと思いますが、答えさせていただきます。

まず、認可保育所ではなく、認定こども園へというお話ですが、我々といったしましても、就学前のお子さんが、親の就労によって処遇が変わってくるというのはどうかと思っております。今回認定こども園制度ができたことによって、就学前の子どもが、全て同じような保育、幼児教育を受けられるという認定こども園への移行は、非常に意味のあることであり、それも考えたところではありますが、保育所に入っている子どもたち、保護者がいるという現実があります。施設が変わるという環境の問題、運営主体が変わるという職員の問題等変化項目が多い中で、さらに認定こども園にするという制度変更までを、新しい事業者にすべて引き継ぐのは難しいと考えており、保護者の不安軽減と子どもの保育のリズムの継続を考え、多くの意見を聞きまして、公立保育所の建替えに関する移行策としては、認可保育所ということでまとめたところでございます。保育のやり方も、これまでの公立保育所の先生から、こういったかたちでやってくださいという引継ぎをして、スムーズに移行できるように認可保育所とさせていただきました。

続いて2点目の費用の問題ですが、施設整備費がこれだけ違うというのは、民設民営の場合、国策として、保育所を整備する場合は、民設ということになっておりますので、この差額は国から入ってきます。市で直接建てる場合は全額市が負担することになりますので、市の負担が大きくなります。運営費に関しても、民営であれば、補助金として手当されるものが、公立の場合は、全額市費ということで、この差が出ております。

最後に、事業者の確保の問題ですが、今、事業者確保の大きなネックとなっているのが、用地の確保でございます。保育所を建てる用地がなかなか見

つからないということです。建替えの場合は、もともと保育所用地がありますので、市で用意した保育所用地に建ててもらうため、事業者の確保はできると考えております。

以上でございます。

中澤会長： ありがとうございました。今の御回答でよろしいでしょうか。

ほかに御質問などございませんでしょうか。お願いします。

中溝委員： 1点質問があります。今現在、子どもを預けている方がたくさんいる中で民設民営に移行するということですが、保護者が、候補になっている法人が実際に運営している保育園やこども園を見学に行って、保護者自身がこの法人に任せてよいのかという判断をする機会があるのかどうか、また、そこで判断したことについて意見を述べる機会があるのか、そういったものがスケジュールの中に組み込まれているのか、というのを伺います。どんな法人なのか、紙で見るより、実際に法人が運営している現場を見る方が、保護者にとっては安心ではないかと思います。

保育所保育指針に基づいて運営されるといっても、保育園によって、保育理念によって、かなりやっていることが違いますし、雰囲気も違います。力を入れている部分も違うので、今預けている保護者の考えとミスマッチを起こすと、どんなに良い保育を提供しようと思っても、必ずトラブルを起こすと思います。保護者の方が、今現在運営しているところも見に行くチャンスがあった方が、うまく移行するのではないかと思いますので、そういった機会があるのか、また、なければぜひ作ってほしいと思います。

内山課長： ありがとうございます。事業者については、先ほどスケジュールでご説明しました、平成29年2月の設置認可部会で決定することになりますが、その後、事業者と保護者と市で、三者協議会を立ち上げて、その中で、保護者のニーズを拾い上げていくこととなります。法人が運営しているところを見に行きたいということになれば、考えていきたいと思います。

佐々木部長： 補足で説明します。まず、本日ご審議、ご了承いただいた後、保護者説明会を実施します。合わせて事業者決定後は、三者協議会といった形で保護者に対し説明をしながら進めていきます。基準も改正しまして、円滑な移行に向けて、現保育所からの引き継ぎをしっかりと行います。実際には、開園1年前から引き継ぎを行い、4か月前から共同保育を行い、移管後のアフターフ

フォローもしっかりしていく。こういった形で保護者のご心配を少なくしていくような形をとっていきます。

中澤会長： よろしいでしょうか。

では、ほかに。お願いします。

篠崎委員： 千葉労働局の篠崎と申します。２点ご質問させてください。仮設園舎の建設はいつごろから着工されるのかということと、私ども、雇用を守る立場でございますので、大森、緑町保育所の保育士は市の職員だと思いますが、民間移管した場合どのようなになるのでしょうか。

内山課長： 仮設園舎の建設ですが、現時点で詳細は決まっていますが、準備ができ次第、仮設に移るまでに間に合うように進めていきます。

保育士につきましては、幼保運営課の方から。

岡崎課長： 幼保運営課の岡崎です。２番目のご質問ですが、大森、緑町保育所の保育士は、正規職員と非常勤職員がおりまして、正規職員につきましては、平成31年の民営化になる段階で、他の公立保育所に異動となります。非常勤職員につきましては、他の公立保育所に転所したいということであれば、対応します。新しい法人で働きたいということであれば、法人の方に、積極的な雇用と、待遇についても同様にしてもらいたいという要望をしてみたいと思います。

中澤会長： よろしいでしょうか。ほかに御質問などございますでしょうか。

建物の設計というのは千葉市の手を離れることになるんですか。

内山課長： はい、そうです。

中澤会長： 大木委員、お願いします。

大木委員： 確認ですが、大森、緑町ですが、民設民営になると、土地の賃料は取るところを考えているのでしょうか。それとも、保育のための促進事業ということで、今現在取っていないと思いますが、取らないという形になるのでしょうか。

内山課長： 賃料については、具体的な金額はこれからですが、有償の予定です。今でも、一部有償で市の土地を提供しているところもございます。

中澤会長： ほかに御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に御質問なければ事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中澤会長： それでは、異議がないようですので、事務局案のとおり決定いたします。

報告事項（１）（仮称）子どもの貧困対策推進計画について

中澤会長： それでは、続きまして報告事項に入りたいと思います。

報告事項（１）（仮称）子どもの貧困対策推進計画について事務局から説明をいただきたいと思います。お願いします。

大町課長： 子ども家庭支援課の大町と申します。座って説明させていただきます。

それでは、報告事項（１）（仮称）子どもの貧困対策推進計画についてを御説明いたします。

子どもの貧困については新聞などでも取り上げられることが多くなっておりまして、本市としても貧困対策の推進を図る計画を策定することといたしまして、計画内容について、今後、当分科会で御意見を賜りたいと思っておりますので、今回、概要を説明させていただきます。

それでは、資料２をお願いいたします。資料２のタイトルは「（仮称）千葉市こども未来応援プランについて」となっておりますが、中身は子どもの貧困対策推進計画として策定するもので、名称は今のところの仮称でございます。

初めに、子どもの貧困に関する全国的な背景といたしまして、１番のところで子どもの貧困率ですが、厚生労働省が行っている国民生活基礎調査の25年の発表によりますと、子どもの貧困率は16.3%で、約６人に１人が貧困状態であるという結果が出ております。ここで言う貧困状態というのは、下の米印の１のところに定義がございますが、世帯の人数の差を調整した可処分所得、可処分所得は世帯の収入から税金や社会保険料等を除いた、いわゆる手取り収入のことでございますが、それを高い順に並べたときの半分の半分、下４分の１に当たる世帯が相対的貧困と言われておりまして、具体的には122万円となっております。子どもの貧困率は、そのような世帯にいる17歳以下の子どもたちの割合で、それが６人に１人という状況であると言われております。

それから２つ目の丸ですが、ひとり親の貧困率としておりますが、これは18歳から64歳までの現役の大人と子どもがいる世帯のうち、大人が１人の世帯では貧困率が54.6%となっております、半分以上が貧困状態にあるとい

う結果が出ております。

また、3番目ですけれども、そういった方々で生活困窮者世帯と言われる世帯の進学率を見てみますと、生活保護世帯、ひとり親家庭、児童養護施設等の入所児童では、全体に比べて低くなっております。特に高卒後の進学率が低くなっております、全体では70.8%の児童が進学しているのに対しまして、生活保護世帯が31.7%、ひとり親家庭が41.6%、児童養護施設の入所児童は22.6%というような結果が出ております。

その下の2の国の動きでございますが、このような全国的な背景に対して国の動きといたしまして、議員立法により提案された子どもの貧困対策の推進に関する法律が全会一致で平成25年に可決されまして、平成26年1月から施行されております。平成26年8月には子供の貧困対策に関する大綱が閣議決定され、子どもの貧困対策に関する基本的な方針等が定められたところでございます。

国の大綱の中に示されている目的、基本理念については、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会と、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会を実現するということになっておりまして、そのために貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育の機会均等を図るため、次の4つの支援施策を柱として、関係機関相互の密接な連携のもと、関連分野における総合的な取り組みを推進することとなっております。

下の4つの取り組みですけれども、1つ目の教育の支援では、学校をプラットフォームとした対策の推進や就学の援助、学資の援助、それから学習の支援などがございます。2つ目の生活の支援としては、子ども、保護者の生活に関する相談、子どもが社会と交流する機会の提供などがございます。3つ目の就労の支援といたしましては、保護者への就労支援、学び直しの支援などがございます。4つ目の経済的な支援といたしましては、生活保護、各種手当等の支給、貸し付け等により経済的に支援していく事業が位置づけられております。

また、国は、総理大臣を会長とした子どもの貧困対策会議というものがあリまして、ひとり親家庭、多子世帯等の自立支援、児童虐待防止対策として、すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトを平成27年12月に策定いた

しまして、政府全体として、関係省庁が連携して実施することとなっております。

次の3番の他自治体における計画策定の状況でございますが、この子どもの貧困対策に関する計画策定は、法律では、都道府県においては、国の大綱を勘案して計画を定めるよう努めるものと努力義務とされておまして、市町村については、特に策定義務はございません。しかしながら、国が関係省庁連携のもと、特に力を入れて取り組むこととしておりますことから、全都道府県で計画を策定しており、千葉県においても平成27年12月に策定しております。近隣の政令市では、子どもの貧困対策計画単体といたしましては、横浜市が平成28年3月に策定しております。

資料の右上をお願いします。こうした国及び他自治体の状況をも踏まえて、本市といたしましても、平成28年度中に子どもの貧困対策として、単体の計画を策定することとしております。計画年度は平成29年度から33年度の5年間で、今年度中に実態調査を行い、計画を策定したいと考えております。

その下、5番といたしまして、子どもの貧困対策に関するこれまでの取り組みと今後のスケジュール案についてですが、昨年度、平成27年度は保健福祉局、こども未来局、教育委員会の主要な関係課6課によって会議を開催し、現状と課題の共有、連携体制の確立、意識の共有、子どもの貧困対策に資する事業の体系化を全庁的に行ったところでございます。

今年度の28年度のスケジュールについてですが、5月に当分科会で御説明した後、庁内の関係課17課による子どもの貧困対策推進協議会を設置いたしまして、第1回の協議会をあすの5月18日に開催いたします。そこでは施策の総合的な企画・連絡調整、計画策定に関する協議、実態調査の検討などを行うこととしております。6月には実態調査を、生活保護世帯、ひとり親世帯、就学援助対象世帯、児童養護施設等の児童等に対してアンケートを実施したいと考えております。また、このアンケートとは別に、生活困窮世帯を支援している支援者に対してヒアリング等も実施して現状を把握したいと考えております。その調査結果を分析いたしまして、8月には計画の骨子案を、10月ごろには計画素案を作成したいと考えておまして、計画素案を庁内協議会で検討した後、第2回の当分科会で計画素案への御意見を伺いたいと考えております。その際には、ひとり親家庭の当事者の方と生活困窮者を支援

している支援者からも御意見を伺う予定で、臨時委員をお願いしたいと考えております。

これら御意見を踏まえまして、1月には計画案を取りまとめ、パブリックコメントを実施し、そこでいただいた御意見を反映させ、3月には計画を策定したいと考えておりまして、第3回の当分科会において報告させていただきたいと思っております。今年度内に策定ということでスケジュールはタイトになっておりまして、委員の皆様には意見照会などでお手数をおかけいたしますが、どうかよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

山田局長： それでは、補足の説明をさせていただきたいと思います。

まず、子どもの貧困対策推進計画なんですけれども、今、説明があったんですが、任意規定で、特に事務的に策定するようなものではないんですけれども、子どもの貧困が与える影響が各施策に対して非常に大きいということと、一般的に貧困対策ですとか生活困窮対策といいますと、親の就労支援、生活保護、それと生活困窮対策ということで、どうしても親のほうに目が行ってしまうんです。それはそれで非常に重要なんですけれども、ここには書いてないんですけれども、学習の支援ですとか、食の問題ですとか、差別意識の問題ですとか、やっぱりそういった子ども独自の問題がありますので、我々千葉市といたしましては、もちろん生活困窮者の計画も保健福祉局のほうでつくりますけれども、それとは別に子どもを特出しして、任意ではありますが、子どもの貧困対策を立てていきたいということがあります。

あと名称なんですけれども、これは局内でも大分話し合ったんです。千葉市こども未来応援プランでは、生活困窮者の子どもの貧困計画がわからないんじゃないかという話も随分出たんですけれども、今回、計画なんですけれども、かなりの数の当事者に意見を聞くつもりでございます。学校を通じて就学援助を受けている保護者にもアンケートに御協力いただくというところで、子どもの貧困対策という言葉が前面に出した瞬間に、それが受けられなくなるのではないかとということで、あえて名称はこども未来応援プランとさせていただきます。

今回、内容は大綱で示されているんですけれども、計画策定の中で千葉市らしくやりたいということで、まず、この委員会の中で、当事者は今ひとり

親家庭を考えておりますけれども、ひとり親の方で実際に生活に困られた、そして今、生活困窮者の相談事業者というNPO等が増えておりますので、そういった事業者の方の委員就任と、そういう方からのヒアリングも予定しております。現実的な取り組みが入れられるような計画をつくりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

中澤会長： ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について何か御質問、御意見などがありましたらお願いします。

中溝委員： たびたび済みません、中溝です。実態調査としてアンケートを実施されるということですが、アンケート項目はどのようにして作られるのでしょうか。児童養護施設等、子どもに対するアンケートはどんな聞き方で、何を聞くのか教えていただきたいです。子どもたち自身が思っていること、困っていることを言語化したときに、おそらく、言語化されたことと、実際の抱える課題はずれてくると思います。子どもたちの意見表明権を保障するのはとても大事なことで、彼らの言葉を受け止めることはぜひやっていただきたいのですが、そのうえで、そこからどう課題を抽出するのか、すごく難しい問題だと思います。実際に子どもたちに意見を聞いたとしても、その意見がイコール施設の抱える課題ではないというところがあります。別のところに課題があって、そこからくる不満が別の形で言語化されるということが常なので、どういう形でアンケートをつくるのか、すごく難しいと思います。現段階の考えでも良いので教えていただければ。

大町課長： 委員がおっしゃるとおり、アンケートの項目は非常に難しく、どうすれば実態を把握できるのか、局内で今考えているところです。教育的配慮も必要ですし、完全には固まっていますので、なるべく実態が分かるようにしたいと考えております。

中溝委員： ただやみくもにアンケートをやっても、何となく多い、少ないぐらいのデータしか出てこないと思います。仮説をたてて、ひょっとしてこうではないかというように、ある程度ターゲットを絞る方が良いと思います。また、アンケートを取ったら、統計の処理が難しいと思います。どこかの大学の先生とタイアップしていけないでしょうか。私、非行の子どもたちの背景に虐待

があるのではないかとということで、日弁連で大規模なアンケート調査をやった時のメンバーですが、東大の先生と何度も会議をやって、この項目とこの項目をクロスで掛けたらこういう結果が出るのではないかといったように、いろいろな条件によって差が出るため、難しい学問と感じました。

すごく大事な調査だと思うので、是非有識者に意見や協力を得ながら、意義ある調査にしていきたいと思います。

山崎委員： 子どもの貧困が、例えば保育園、幼稚園に通っている子どもたち、あるいは児童養護施設に通っている子どもたちにどう影響してくるのか、親のメンタル面が、直接子どもに影響してきますので、その時に、我々がどうカバーしていくのか、幼稚園や保育園の中での対策は非常に必要だと思います。今現在、ここはこうだというのは無いかもしれませんが、やがて必ず来ると思います。その時にどう対応していけばよいのか、今からでも検討していきたいものです。

メンタル面が強いのかなと思いつつも、食の問題として、確か横浜市で、日曜日等にオープンにして、親と一緒にカレーライスを食べている様子が放映されていて、サブタイトルに子どもの貧困というのが付いていたと思います。プライバシーの問題もありますが、それをやることで親が救われているという内容だったんですね。親が救われているということは、家庭が救われているということだと思います。いろんな市町村で出てくるのではないかと思いますので、合わせて検討していただければと思います。

山田局長： ご意見ありがとうございます。計画は、必ず現場でもフィードバックできるように策定していきたいと思います。委員のお話のあった、全国でぽつぽつとやっているこども食堂という取組、貧困のお子さんを1か所に集めて食事を提供するということですが、それも非常に良い取組だと思いますが、報道の中で出てこない部分ですが、貧困の方だけ来て食事してくださいといった呼びかけが、果たして子どもから見たらどうなのかというところがあります。局で話合っていますが、むしろ我々がやるのであれば、貧困の方いらしてください、という形ではなく、高齢者との交流の食事会ですとか、食事でコミュニケーションを取っていただく等、貧困対策だけでなく、いろんな、工夫をしながら、子ども食堂の要素を入れていきたいと考えています。現場を抱える山崎委員ですとか、畠山委員ですとか、幼稚園でこういった傾向がみられるという、現場サイドからみえる現状があると思いますので、是非ご意見いただければ、我々

も参考にさせていただきますのでよろしくお願いします。

畠山委員： こういった、未来応援プラン、非常に良いと思います。実りあるものにしてほしいと思います。

私ども幼稚園の現場で1つ思っていることは、幼稚園には就園奨励費の補助が出ているんですけれども、今支給が年に1回ということで、子どもが2人いると毎月の立てかえがかなり大きい。保育園だと、そういうところが全部無料になると思うんですけれども、幼稚園の場合はかなり立てかえになっている。そういうのを、具体的にいろんな関係団体のニーズをつかんでいただいて、行政のやるべきこと、民間のやることを組み合わせたプランができれば良いと思います。ぜひいいプランができることを期待しております。

中澤会長： ありがとうございます。

お願いいたします。

木村委員： タイトルの貧困というのが、一般的に経済的貧困を指していますけれども、今の話を聞いていると、心の貧困といいますか、混同しているのかなと思います。ある精神疾患の大人になった人を見ると、タブーなので触れていなかったが、きちんとしたデータがあるわけでもないですが経済的貧困や学歴等が、精神疾患にかなり関係しているのが多いと思います。親が貧困であると、心も貧困になり、結果として子どもにも影響しているということがあります。この2つが分けられるのであれば。経済的な問題は年収がいくら以下といったようにできます。今言ったように、みんなで食事をするなどして対応していただいたり、就学支援といったように具体的対応にできます。心の方は難しいかもしれないが、できれば分けていただけないかと思います。

それから、貧困という言葉の良い・悪いとあんまり考えすぎるとかえって良くないのではないかと思います。「未来応援プラン」というと良く見えますが、誰を応援するのかがよく分からなくなります。精神科では、精神分裂病が学会で問題になり統合失調症という病名に変更されました。私は大反対でした。学問的には、精神分裂病でしかありえないですが、ただ、一般的には統合失調症の方が聞こえが良いということで。患者に対して医者が非常に告知をしやすくなったし、受け止めやすくなってきていることも事実です。あんまり貧困を避けて通ってあいまいにすると、実際にこのプランが何なのかわからなくなってしまうと思います。可能であれば、経済的貧困と心の貧

困をわけていただきたいと思いますし、名前はもう少し勇気をもって使ってほしいと思います。子どもの貧困という順番が良くないような気がします。ご検討ください。

山田局長： まず、名称につきましては、当事者へのアプローチの仕方を考えて、このように考えました。サブタイトルできちんとした名称をつけるとか、名称については、もう一度考えたいと思います。

もう一つの、心の問題ですが、国の大綱には特に入っていませんが、市町村の計画でありますので、4つの項目の中に入れるのか、先生が言われた通り、別建てで、例えば、自助グループの活動の支援ですとか、交流会の場所の確保や、グレーゾーンの方、悩んでいる方に、専門機関を紹介させていただくような、交通整理ができるような仕組みを作ったりですとか、そういったものを盛り込むのかどうかを検討したいと思います。経済対策の中に入れ込むのではなく、分かりやすいように、当事者の心の問題に寄り添った項目も入れていきたいと思います。

中澤会長： ありがとうございます。ほかに御意見はございますでしょうか。とても関心の高い課題でもありますし、この1年は大変かもしれませんが、ぜひ充実したプランを立てていただければと思います。

では、これはここまでとさせていただきます。

報告事項（２）「保育士等配置要件緩和に関する条例改正（案）」に関するパブリックコメントの結果について

中澤会長： では、続きまして報告事項（２）保育士等配置要件緩和に関する条例改正（案）」に関するパブリックコメントの結果についてということで、事務局から御説明いただきたいと思います。

岡崎課長： それでは、お手元の資料3をご覧くださいと思います。「保育士等配置要件緩和に関する条例改正（案）」に関するパブリックコメント手続の実施結果について報告をいたします。

本件につきましては、前回、3月22日の当分科会において御審議をいただいた案件でございます。改めて内容について簡単に御説明をいたしますと、全国的な保育士不足の対応として、国において保育士配置の要件緩和を時限的に一定程度緩和するという省令の改正が本年4月に行われたところです。

これを受けまして、本市においても同様に関係条例を改正するものになります。

具体的には、資料の真ん中の表に書いてある3点、朝夕等の保育士配置の要件弾力化、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭の活用、研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化の3点でございます。

これについては、1番目の実施状況についてをご覧いただきたいんですが、パブリックコメントを平成28年4月1日から5月2日まで実施いたしました。結果としては、意見が0件ということでございました。

これを受けまして今後の予定ですけれども、一番最後の3番目を見ていただきたいんですが、まず、今度6月から開催されます千葉市議会の第2回定例会に条例改正について議案を提出させていただきます。ここで議決をいただきましたら、その後、速やかに条例改正施行を行いたいと考えております。

以上でございます。

山田局長： 今回の保育士要件の緩和なんですけれども、実は回答が0ということに我々は非常に驚いております、かなり反響があるかと思っておりました。この件について条例案件であるということで、ここ何週間か、局の中でずっと話し合っているんですけれども、今回、千葉市は3年ぶりに待機児童がまた出てしまったんですが、この理由は完全に保育士不足です。民間でも今保育士が定員を入れられるほどいない。これは全国的な状況なんですけれども、全国で保育士が足りない状況になっておりまして、規制緩和だけで保育士を確保しようとは全く思っていない、メインは予算措置をいたしまして、処遇改善をして、離職防止をして、そういったものとセットでこの条例改正をします。この部分もやはり保育の質の低下になるんじゃないかという懸念もございまして、そういうものを全てセットとしてやって、例えば夕方、朝の子どもの少ない時間を、千葉市の保育所というのは11時間保育しておりますので、労働時間を考えるとどうしてもシフトを考えざるを得なくなるんです。一番忙しい、子どもがいっぱいそろっているところにきちっとした保育士配置をするには、やはりこういったところの緩和は現実には即してやらなければならないだろうということで、国の政省令の改正とは言いつつ、我々もかなり悩んで出した案件でございます。ですから、規制緩和で保育士を補充しようとは全く考えてなくて、メインは予算での処遇改善、離職防止、規制

緩和、それと国への要望と３点セットで考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

中澤会長： ありがとうございます。何か御意見ございますでしょうか。実際処遇の問題で、就職しない人たちがたくさんいて、あるいは、処遇サービスの高い自治体に行くというのが今の流れです。なかなか東京から千葉へ就職する人がいない状況がありますので、是非処遇のところから改善をお願いしたいと思います。

山崎委員： これを見て、保育士の専門性が何かといったところを改めて考えました。今まで保育士が習ってきたこと、体験してきたこと、これは全部専門性です。小学校の教諭が本当に保育士の専門性を発揮できるのだろうか。小学校１年生からの専門性はあるでしょうが、保育士とはちょっと違うのかなと思います。そういった意味で、保育士の専門性といったことをとらえますと、保育士の質の向上というところを是非、必死にやってほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

中澤会長： ありがとうございます。前回は話題になりましたが、これをあまり許していると、誰でも保育士ということになってしまう。これは保育士にとってはプライドを傷つけられる内容になってしまうという懸念もあります。やはり、それぞれの専門性を活かす、それを支えるというのが大事だと思いますので、いかに国策とはいえ、それ以外のところで保育士を支えるような、行政的なサポートが必要かと思いますので、是非よろしくお願いいたします。

 ありがとうございました。

その他

中澤会長： それでは、続いて次第４、その他ですけれども、事務局から御連絡などございますでしょうか。

始関課長： こども企画課の始関でございます。私のほうからは次回の開催についてお知らせをさせていただきます。次回の開催ですが、10月下旬から11月中旬を予定しております。日程につきましては、改めて調整をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

中澤会長： それでは、最後に委員の方から御質問、御意見などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御質問、御意見がないようですので、予定していた議題等は以上で終了となります。皆様のおかげをもちまして、予定どおり円滑に議事を進めることができました。ありがとうございました。

事務局にお返しいたします。

高木補佐： それでは、以上をもちまして平成28年度第1回社会福祉審議会児童福祉専門分科会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

以上